

別 表

【利用料－基本料金－午前 8 時～午後 6 時】 1 割負担

2024.6.1

サービス内容	提 供 時 間	基 本 料 金
身体介護	所要時間 20 分未満	1 6 3 円
	所要時間 20 分以上 30 分未満	2 4 4 円
	所要時間 30 分以上 1 時間未満	3 8 7 円
	所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満	5 6 7 円
	所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満から 30 分を増すごとに 8 2 円加算されます。	
生活援助	所要時間 20 分以上 45 分未満	1 7 9 円
	所要時間 45 分以上	2 2 0 円
身体介護に引き続き生活援助を行う場合	身体介護 20 分以上 30 分未満＋生活援助 20 分以上 45 分未満	3 0 9 円
	身体介護 20 分以上 30 分未満＋生活援助 45 分以上 70 分未満	3 7 4 円
	身体介護 30 分以上 1 時間未満＋生活援助 20 分以上 45 分未満	4 5 2 円
	身体介護 30 分以上 1 時間未満＋生活援助 45 分以上 70 分未満	5 1 7 円
<p>○ 基本料金に対してサービスの提供時間が、早朝（午前 6 時～8 時）・夜間（午後 6 時～10 時）帯の時は 25%増し、深夜（午後 10 時～午前 6 時）帯の時は 50%増しとなります。</p> <p>○ やむを得ない場合で、かつ、ご契約者の同意を得て 2 名で訪問した場合、通常料金の 2 倍の料金をいただきます。</p> <p>○ 当事業所は特定事業所加算Ⅱを算定しており、上記の基本料金に 10%加算となります。</p> <p>○ 介護職員処遇改善に関する加算として介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定しており、1 月あたりの利用金額に 24.5%加算となります。</p>		

※介護保険サービス利用にあたっては、介護保険負担割合証に基づき、利用料金をお支払いいただきます。

※サービス提供責任者の労力に対する評価として、次にあげる加算を算定させていただきます。

○初回加算 200 円／月

算定要件として、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に算定させていただきます。

○緊急時訪問介護加算 10 円／回

算定要件として、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画に無い訪問介護（身体介護）を行った場合に算定させていただきます。

別 表

【利用料－基本料金－午前 8 時～午後 6 時】 2 割負担

2024.6.1

サービス内容	提 供 時 間	基 本 料 金
身体介護	所要時間 20 分未満	326 円
	所要時間 20 分以上 30 分未満	488 円
	所要時間 30 分以上 1 時間未満	774 円
	所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,134 円
	所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満から 30 分を増すごとに 164 円加算されます。	
生活援助	所要時間 20 分以上 45 分未満	358 円
	所要時間 45 分以上	440 円
身体介護に引き続き 生活援助を行う場合	身体介護 20 分以上 30 分未満＋生活援助 20 分以上 45 分未満	618 円
	身体介護 20 分以上 30 分未満＋生活援助 45 分以上 70 分未満	748 円
	身体介護 30 分以上 1 時間未満＋生活援助 20 分以上 45 分未満	904 円
	身体介護 30 分以上 1 時間未満＋生活援助 45 分以上 70 分未満	1,034 円
<p>○ 基本料金に対してサービスの提供時間が、早朝（午前 6 時～8 時）・夜間（午後 6 時～10 時）帯の時は 25%増し、深夜（午後 10 時～午前 6 時）帯の時は 50%増しとなります。</p> <p>○ やむを得ない場合で、かつ、ご契約者の同意を得て 2 名で訪問した場合、通常料金の 2 倍の料金をいただきます。</p> <p>○ 当事業所は特定事業所加算Ⅱを算定しており、上記の基本料金に 10%加算となります。</p> <p>○ 介護職員処遇改善に関する加算として介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定しており、1 月あたりの利用金額に 24.5%加算となります。</p>		

※介護保険サービス利用にあたっては、介護保険負担割合証に基づき、利用料金をお支払いいただきます。

※サービス提供責任者の労力に対する評価として、次にあげる加算を算定させていただきます。

○初回加算 400 円/月

算定要件として、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に算定させていただきます。

○緊急時訪問介護加算 20 円/回

算定要件として、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画に無い訪問介護（身体介護）を行った場合に算定させていただきます。

別表

【利用料－基本料金－午前8時～午後6時】 3割負担

2024.6.1

サービス内容	提供時間	基本料金
身体介護	所要時間20分未満	489円
	所要時間20分以上30分未満	732円
	所要時間30分以上1時間未満	1,161円
	所要時間1時間以上1時間30分未満	1,701円
	所要時間1時間以上1時間30分未満から30分を増すごとに246円加算されます。	
生活援助	所要時間20分以上45分未満	537円
	所要時間45分以上	660円
身体介護に引き続き生活援助を行う場合	身体介護20分以上30分未満＋生活援助20分以上45分未満	927円
	身体介護20分以上30分未満＋生活援助45分以上70分未満	1,122円
	身体介護30分以上1時間未満＋生活援助20分以上45分未満	1,356円
	身体介護30分以上1時間未満＋生活援助45分以上70分未満	1,551円
<p>○ 基本料金に対してサービスの提供時間が、早朝（午前6時～8時）・夜間（午後6時～10時）帯の時は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）帯の時は50%増しとなります。</p> <p>○ やむを得ない場合で、かつ、ご契約者の同意を得て2名で訪問した場合、通常料金の2倍の料金をいただきます。</p> <p>○ 当事業所は特定事業所加算Ⅱを算定しており、上記の基本料金に10%加算となります。</p> <p>○ 介護職員処遇改善に関する加算として介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定しており、1月あたりの利用金額に24.5%加算となります。</p>		

※介護保険サービス利用にあたっては、介護保険負担割合証に基づき、利用料金をお支払いいただきます。

※サービス提供責任者の労力に対する評価として、次にあげる加算を算定させていただきます。

○初回加算 600円/月

算定要件として、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に算定させていただきます。

○緊急時訪問介護加算 30円/回

算定要件として、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画に無い訪問介護（身体介護）を行った場合に算定させていただきます。